

令和8年 月 日

## 守秘義務の遵守に関する誓約書

札幌市交通事業管理者  
交通局長 芝井 静男

商号又は名称：  
所在地：  
代表者名：

当社は、今般、札幌市交通局（以下「局」という。）から、令和8年 月 日付で局HPに資料閲覧に関する情報を掲載した「営繕工事における単価見積徴収について」において、南北線さっぽろ駅ホーム増設工事に関する営繕工事の見積提出を目的（以下「本目的」という。）として、本誓約書を提出した者に局から提供される資料（以下「技術資料」という。）の提示を希望します。技術資料の提示を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

### 記

#### 第1条（利用の目的）

- 当社は、本目的のためにのみ技術資料の閲覧を受けるものであり、本目的以外のために技術資料を利用しません。
- 当社は、局の事前承諾がない限り、技術資料を、当社以外の第三者に開示しません。
- 当社は、技術資料は参考のために（閲覧）されるものであり、局はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

#### 第2条（秘密の保持）

当社は、局から閲覧を受けた技術資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。

#### 第3条（善管注意義務）

当社は、局から閲覧を受けた技術資料に含まれる情報が、局の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、局の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報を含めることを了解し、技術資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

#### 第4条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により技術資料が漏洩した場合、当社は、それにより局又は第三者に生じた損害を直接賠償することを約束します。

#### 第5条（期間、書類の破棄等）

- 当社は、受領した技術資料を、見積書を提出後すみやかに、すべて破棄又は消去することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、見積書提出以降も存続するものとします。
- 前項により破棄又は消去する技術資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含む。）、見積書提出後速やかにこれらを破棄又は消去することを約束します。

#### 第6条（準拠法、管轄）

- 本誓約書は日本法に従って解釈されるものとします。
- 当社は、本誓約書に関連する一切の紛争については、札幌市地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上